

介護保険サービスの給付（医療系・福祉系）

～ 介護保険の自己負担分が助成されます ～

介護保険のサービスを受けた場合は、原則として費用の一定割合を利用者が自己負担することになっていますが、被爆者健康手帳をお持ちの方は、その自己負担分が助成され、対象となるサービスについては、窓口負担が無料となります。

給付対象及び利用方法（公費負担対象サービス）

<助成内容> サービスに要する利用者負担金

※ 介護保険が適用されるものが対象です。保険が適用されない居住費、食費、おやつ代、おむつ代や、支給限度を超えた部分、保険料未払い等による自己負担額は対象とならないので注意してください。

<利用方法> サービスを利用する事業所に、被爆者健康手帳及び介護保険被保険者証を提示してください。

<対象サービス>

※ 助成対象サービスは追加・変更される場合があります。ご利用の際はご確認をお願いします。

《医療系サービス》 ☆ 原爆医療費（一般疾病）として公費負担

令和4年4月現在

医療系サービス	居宅系	訪問看護	①訪問看護 ②介護予防訪問看護
		訪問リハビリテーション	①訪問リハビリテーション ②介護予防訪問リハビリテーション
		居宅療養管理指導	①居宅療養管理指導 ②介護予防居宅療養管理指導
		通所リハビリテーション（デイケア）	①通所リハビリテーション ②介護予防通所リハビリテーション
		短期入所療養介護（ショートステイ）	①短期入所療養介護 ②介護予防短期入所療養介護
	施設系	介護老人保健施設	
		介護療養型医療施設	
		介護医療院	

《福祉系サービス》

令和4年4月現在

福祉系サービス	居宅系	訪問介護 (ホームヘルプ) (※1) 低所得者に限る	①訪問介護 ②介護予防訪問介護 ③第1号訪問事業(サービス種類コードA1及びA2に限る)
		通所介護 (デイサービス)	①通所介護 ②地域密着型通所介護 ③介護予防通所介護 ④認知症対応型通所介護 ⑤介護予防認知症対応型通所介護 ⑥第1号通所事業(サービス種類コードA5及びA6に限る)
		短期入所生活介護 (ショートステイ)	①短期入所生活介護 ②介護予防短期入所生活介護
		小規模多機能型居宅介護	①小規模多機能型居宅介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		複合型サービス	①看護小規模多機能型居宅介護
	施設系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	①介護老人福祉施設入所者生活介護 ②地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
		認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	①認知症対応型共同生活介護 ②介護予防認知症対応型共同生活介護
		養護老人ホーム (※2) 償還払いに限る	老人ホーム措置入所に係る費用負担額(入所者負担、扶養義務者負担)を助成。
	× 夜間対応型訪問介護 × 福祉用具貸与 × 訪問入浴介護 × 特定施設入所者生活介護 (有料老人ホーム等) 等		助成対象外

(※1) 訪問介護の利用 ⇒ 低所得者(原則として、世帯の生計中心者が所得税非課税(生活保護受給世帯含む))であって、あらかじめ下記のいずれかの交付を受けた方が、訪問介護サービスを利用し利用者負担のある場合に対象となります。

- ・訪問介護利用者負担額減額認定証：市町村から交付されます。
(申請手続き等はお住まいの市町村にお問い合わせください。)
- ・訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証：府から交付します。(9ページ参照)

(※2) 養護老人ホームの利用 ⇒ 市町村長に入所費用を一旦支払った後、お住まいの地域の保健所等で払い戻しの手続きをしてください。(8ページ参照)

自己負担分を支払った場合の助成金の申請方法（償還払い）

以下の理由等により、助成対象サービスの自己負担分を支払った方については償還払いとなり、利用者負担額を府に請求することができます。

- ①被爆者健康手帳を提示せず、助成事業のサービス利用者負担額を介護事業者に支払った方
- ②下記の理由等で現物給付（4ページ参照）を利用できなかった方
 - ・府内在住であるが、介護保険者が府外の市町村である方（介護保健の住所地特例）
 - ・府内在住であるが、府外の介護事業者を利用した方
 - ・府内在住でないのに、府内の介護事業者を利用した方 ※ 居住地での手続となります。

<申請方法>

以下の申請書に次の書類を添付して請求してください。（申請書は保健所等にもあります。）

（医療系）「一部負担金相当額支給申請書」（様式3-4◆27ページ）

（福祉系）「介護保険利用被爆者助成金支給申請書」（第5号様式◆28ページ）

「老人ホーム入所被爆者助成金支給申請書」（第6号様式◆29ページ）

対象サービスの種類		必要書類	提出先
医療系サービス	6ページに記載の対象サービス	① 一部負担金相当額支給申請書 ② 領収書（原本）（※1） ③ 介護給付費請求明細書（写し）等（※2）	保健所等
福祉系サービス等	7ページに記載の対象サービス	① 介護保険利用被爆者助成金支給申請書 ② 領収書（原本）（※1） ③ 介護給付費請求証明書（写し）等（※2） ④ 訪問介護の利用者は次のいずれかの書類を提出してください。 （ア）訪問介護利用者負担額減額認定証の写し （イ）訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証の写し	
	養護老人ホーム等への入所（※3）	① 老人ホーム入所被爆者助成金支給申請書 ② 領収書（原本）	

（※1）高額介護（予防）サービスの支給を受けている場合は、介護給付費支給決定通知書の写しも併せて提出してください。

（※2）介護事業者に被爆者健康手帳を提示して、交付を受けてください。

（※3）老人福祉法に基づき、市町村の措置で入所されている方が対象です。特別養護老人ホームへ利用契約に基づき入所する場合（介護福祉施設入所）は、介護保険利用被爆者助成金支給申請書（第5号様式）を作成してください。

訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証の申請方法

市町村で交付される「訪問介護利用者負担額減額認定証」をお持ちでない低所得者の方に府が交付するものです。（低所得者……生計中心者の前年の所得税が非課税の方）

<申請方法> ☆ 毎年、申請が必要です

以下の申請書に次の書類を添付して請求してください。（申請書は保健所等にもあります。）

「訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定申請書」（第1号様式◆30ページ）

対象者	必要書類	提出先
生活保護 受給世帯以外	① 訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定申請書 ② 住民票（世帯全員の記載があり、市町村長の証明印があるもの） ③ 生計中心者の源泉徴収票の写し又は確定申告書（本人控え）等	保健所等
生活保護 受給世帯	① 訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定申請書 ② 生活保護受給証明書	

介護手当受給者の取扱い

介護手当（13ページ参照）を受給する被爆者が、介護保険制度の訪問介護などのサービスを利用した場合、介護保険の支給限度額を超える部分を、介護手当の支給限度内で受給できます。